

2022年2月3日

各位

株式会社イトーヨーカ堂

お詫びとお知らせ

平素より弊社商品にご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

このたび弊社は、2022年2月3日付で消費者庁より景品表示法第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けました。

お客様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

弊社は、イトーヨーカドーネット通販にて携帯型空気清浄機の「ピュアサプライ」を販売するにあたり、同サイト及び同サイト上の動画において、あたかも、同商品から発生するマイナスイオンの作用により、顔周辺のPM2.5、花粉、たばこの煙、細菌、ウイルス及び超微細粒子物質を含む浮遊物質を除去する効果が得られるかのように示す表示をしていました。

しかしながら、弊社が入手していた第三者機関による実験結果は、表示の裏付けとなる合理的な根拠とは認められず措置命令を受けることとなりました。

なお、措置命令は、商品の表示に対するものであり、商品不良に対するものではありません。

今後は、景品表示法を始めとする法令遵守に関する社内研修やモニタリング体制の一層の強化・充実を進め、再発防止に努めてまいります。

記

1. 命令の対象となった商品

商品名	ピュアサプライ PS3WT
JANコード	4529214016165
メーカー名	大作商事株式会社

2. 命令の対象となった表示媒体と表示期間

イトーヨーカドーネット通販
2021年8月6日、同月13日及び同月20日

3. 対象商品の販売期間

2021年1月27日～8月20日

以上